

セアカゴケグモにご注意ください!



セアカゴケグモ (メス上面)

セアカゴケグモ (メス) は、体長、約1cm (足を広げると3~4cm)、全体的に黒く、腹部には必ず砂時計型の模様があります (卵のうは、直径約1cm)。

見つけた時は?

★あわてない・さわらない・殺虫剤で駆除する★

セアカゴケグモは攻撃性がなく、おとなしいクモですが、毒を持ち偶発的にかむことがあります。見つけたら素手で触らないようにして、市販の家庭用殺虫スプレーで駆除してください。

どこにいるの?

★地面付近の昆虫等のエサのある暖かい場所を好みます。

よく発見される場所は、日当たりの良い場所にあるプランターの縁、排水溝の格子状のふた周り、ブロック塀などの水抜き管、ベンチの下などです。清掃や花壇の手入れなど、屋外で作業するときは軍手などを着用してください。



水や温水などで洗い流し、医療機関を受診してください。

★セアカグモについてのご相談は各区生活環境課へ

区	東	博多	中央	南	城南	早良	西
TEL	645-1024	419-1070	718-1092	559-5101	833-4089	833-4343	895-7050

※記事に関するお問い合わせは、保健福祉局・生活衛生課へ (☎711-4273)

もし、かまれてしまった時は?

【市営住宅センター窓口案内】

担当課・係		主な業務内容	電話番号	
福岡市住宅供給公社	募集課	募集係	入居者募集、入居相談、入居手続、住み替え、退去手続 災害等による住宅のあっせん	092-271-2561
		駐車場係	駐車場の管理・運営	092-271-3538
	業務課	業務係	家賃の一般減免 (収入分位1の方)、名義変更、 連帯保証人の変更、長期不在の受付	092-271-2562
		調査係	収入調査、家賃の再認定・特別減免 (収入分位2以上の方)、 同居者異動 (出生・転入・転出・死亡・名前の変更等) の受付、 高額所得者認定・明渡請求、浴槽・風呂釜の希望者設置	092-271-0901
		適正管理係	適正入居指導 (住宅によって担当の係が異なります)	092-271-2563
		指導係		092-271-2558
	収納係	家賃の収納・納付指導 (口座振替など)	092-271-2564	
保全課		市営住宅の緊急修繕等実施、計画修繕等施行	092-271-3030	
市住宅都市局	住宅管理課	企画係	市営住宅の家賃制度	092-271-2551
		管理第1係	市営住宅の財産管理	
		管理第2係	市営住宅の入居制度、市営住宅の家賃の決定	092-283-1313
		訴訟・整理係	市営住宅家賃の滞納整理・法的措置	092-271-2552
時間外緊急受付センター		営業時間外の緊急事故や設備異常の対応等 (平日:午後5時~午前9時、土日祝日:終日) *夜間ですでおかけ間違えないようにお願いします。	092-282-3833	

市営住宅センターだより

発行/市営住宅センター 〒812-0025 福岡市博多区店屋町4番1号 福岡市住宅供給公社内 092-271-0901(業務課) <http://www.nicity.or.jp/> 発行日/平成26年12月15日

「収入認定通知書」についてのお知らせ

平成27年度 (平成27年4月~28年3月) の家賃を、1月下旬ごろに『収入認定通知書』で入居者の皆さまにお知らせしますのでご確認ください。

なお、収入基準を超えた世帯には『収入超過者認定通知書』または『高額所得者認定通知書』でお知らせします。

内容にご意見がある方は

平成27年度の家賃は、平成25年中 (1月~12月) の所得に基づき認定します。その後、退職・転職などにより世帯所得額が変更になった場合や、出生・転出などがあつた場合は家賃の見直しができる場合があります。

内容にご意見がある場合は、『収入認定通知書』などを受け取った日の翌日から30日以内に申し出てください。



収入申告書未提出の世帯は

収入申告書を提出していない世帯は、近傍同種 (最高額) の家賃を負担していただくことになります。

また、同居承認、失業や退職に伴う家賃減免などの各種制度をご利用される場合も、収入申告書の提出が前提となります。必ず、収入申告書を提出してください。

なお、家賃の滞納があるときや、名義変更などの必要な手続をされていないときは、収入申告書を提出されても受け付けられないことがあります。

入居者に異動があつたときはすぐに届出を

名義人や同居者に異動 (出生・転入・転出・死亡など) があつた場合は、区役所への住民票異動の手続きとは別に市営住宅センターに届出などが必要です。

また、収入申告書にその異動内容を記載しただけでは手続きは完了していません。届出をしていない場合は、すみやかに異動の内容に応じた手続きをしてください。

また、入居者の死亡、転出、失業などにより世帯の収入が減少した場合は、申請月の翌月から家賃が変更できるときがあります。

なお、名義変更及び転入・転出などの必要な手続きをされていない場合は、最高額の家賃となる場合や、住宅の明け渡しを求める場合があります。

お問い合わせは 業務課調査係へ 電話092-271-0901

収入超過者世帯・高額所得者世帯について

市営住宅は、低額所得者のための住宅であり、入居するための世帯の収入について基準 (右の図を参照) があります。収入基準を超えた世帯は、その額に応じて収入超過者世帯・高額所得者世帯として認定されます。

収入超過者世帯は、住宅明け渡しの努力義務や家賃の割増額が生じます。

高額所得者世帯は、市から期限を決めて明け渡しを請求されます。

お問い合わせは 住宅管理課へ
電話 092-283-1313

世帯	政令月収	
	収入超過者	高額所得者
一般世帯	158,001円以上	313,001円以上
高齢者・障がい者などの世帯	214,001円以上	
中学生以下の子どもがいる世帯	259,001円以上	
18歳未満の子どもが3人以上いる世帯		
ひとり親世帯		
妊婦がいる世帯		
漁村向住宅に入居している世帯		

エレベーターの事故がふえています

●ドアの引き込まれに注意!

ドアにもたれかかったり手をふれたりすると、ドアが開くときに引き込まれる危険があります。特にお子様には十分ご注意ください。

●エレベーター内で暴れると危険

大きな動きを検知する安全装置が作動して停止し、閉じ込められることがあります。

●なわとび、マフラーなど、ひも状のものに注意

ドアに挟んでも安全装置では検知できず、エレベーターは動き続けますので非常に危険です。挟んでしまったら手をはなしましょう。



市営住宅での動物飼育は禁止です

市営住宅では動物を飼ってはいけません。一時的に預かることも、住宅の敷地内で野良猫などにエサを与えることも禁止しています。



住民の方から次のような苦情が寄せられています。

- 隣人が犬を飼っており、夜遅くや朝早くから犬がほえるので、寝不足で困っている
- 公園で犬を放し飼いしている人がおり、怖くて子どもが遊べない
- エレベーター内で動物がオシッコをするので、乗るときに臭くてたまらない
- 子どもが動物アレルギーで苦しんでおり、動物飼育は絶対にやめて欲しい
- 隣人が猫を飼っており、臭いがひどく、抜け毛で洗たく物が干せない

市営住宅は共同生活です。住宅内で動物を飼育すると、鳴き声や臭い、抜け毛などで隣近所に対して大変迷惑をかけることとなりますので新しい飼い主にゆずるなどして手放してください。

どうしても手放すことができない方は、動物飼育ができる住宅に転居してください。

住みよい市営住宅にするためには、住民の皆さんの理解と協力が必要です。決められたルールは、みんなを守りましょう。

新しい飼い主の探し方などの相談は、東部動物愛護管理センターへ
(電話 092-691-0131)



共益費は
必ず
納めましょう

共益費の
用途

- 階段灯・街灯・廊下灯・エレベーター・給水ポンプなどの電気料金
- 集会所などの共同施設の使用に要する費用
- 共同で使う施設、整備の修繕費用(市負担分を除く)など

共益費は、入居者の皆さまが普段利用されている廊下灯・給水ポンプ・エレベーターなどの電気料金の支払いなどにあてられており、入居者全員で負担していただくことになっています。共益費は管理組合(自治会など)が徴収し、自主的に運用していますが、不足すると支払えなくなり、共同生活に支障がでますので、共益費も必ず納めましょう。

外国人入居者のガイドを発行しました。

We have published Municipal Housing Tenant's Guide for foreign citizens.

英語・中国語(繁体字)・韓国語の外国語版入居者ガイド(日本語入)をホームページに掲載しています。

click!

福岡市住宅供給公社

検索

We post Municipal Housing Tenant's Guide for foreign citizens in English, Traditional Chinese and Korean on our website.

URL <http://www.nicety.or.jp>

一般減免制度について

家賃の一般減免制度とは、収入階層が1の方で、収入が著しく少ない世帯や生計を維持する入居者が死亡、転出、失業などで一時的に家賃の支払いが困難になった世帯を対象に、申請書を受け付けた月の翌月から家賃の減免(1年以内の期間)を行うものです。

お問い合わせは 業務課業務係へ 電話092-271-2562

高齢者が
狙われる!

訪問販売・電話勧誘販売のトラブル

悪質商法による高齢者の被害は後を絶ちません。実際の相談事例と対処法を紹介します。



トラブル事例

クリーニングだけのつもりが高い布団を買われた!

3日前、自宅に布団のクリーニングをしないかと業者が来た。布団を見せると、「カビが生えている。このまま使うと健康に悪い」と言われ、新しい布団を買うように勧められ、50万円の布団セットを購入した。しかし、よくよく考えると高すぎる。布団は使用してしまったが解約できるだろうか。

アドバイス

- 訪問販売で購入した場合、布団を使っても契約書を受け取った日を含めて8日以内は、クーリング・オフ(無条件解約)が可能です。
- 悪質事業者は「健康に悪い」などと不安をあおり契約を急がせます。その場ですぐに契約しないで、家族や友人など周りの人に相談しましょう。

悪質商法の被害に遭わないために!!

- 訪問販売や勧誘の人が来たときに、すぐにドアを開けてはいけません。インターホンやドア越しに業者名と用件を確認し、必要がなければ、きっぱりと断り帰ってもらいましょう。
- セールスの電話を受けた際、長く話を聞いてしまうと切りづらくなります。電話は手短かに早めにきっぱり断りましょう。
- 相手に気兼ねせず、「いりません」「帰ってください」「電話をかけないでください」など、はっきり断りましょう。
- おかしいな、困ったなと思ったら、契約をする前に消費生活センターにご相談ください。

消費生活センター
相談専用電話

092-781-0999 電話番号のおかけ間違いにご注意ください。

受付時間

月曜日～金曜日(祝日は除く) 9時から17時
第2・4土曜日 10時から16時(電話相談のみ)

相談無料 秘密厳守

※相談は、個人の消費者の方に限ります。

インターネット消費生活相談

福岡市消費生活

検索